## 平成31年度 償却資産に関する概要調書等報告書

都道府県名	群馬県	
市町村名	吉岡町	

地方公共団体コード 11	0	3	4	5	4 <sup>6</sup>
表番号・行番号	70	0	0	0	011
市町村判別 特定市コード 特定市		・・ の市	• • 町村	• 1	12
団体区分コー	ド	13	/	/	3 <sup>16</sup>

(注) 自動的に付与される。

地	方グ	大学	]体:	<b>_</b>	ド	表番	番号
1 1	0	3	4	5	4	<sup>7</sup> 6	98

## 第69表 納税義務者数に関する調

						(1)	(2)	(3)			
個人・法人の別	区分	行	番	号	総	数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ)(人)	法定免税点以上のもの (イ)-(ロ) (ハ)(人)			
個	人	9	1	0	12	96	26	30 38 70			
法	人	0	2	0		492	220	272			
合	1	0	3	0		588	246	342			

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

地	方公	共団	]体:	ュー	ド	表看	番号
<sup>1</sup> 1	0	3	4	5	4	77	08

# 第70表 償却資産の価格等に関する調(市町村計)

								(	1)				(2)			(3)		(	4)	
	種	類		行	番	号	決	定	価	格 (千円)	課	税	標	準	額(千円)	課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(イ) (千円)	額 (イ)	以外の	内 のもの	訳 (ロ) (千円)
市町	構	築	物	9 ()	1	0	12		1,	998, 790	25			1, 99	8, 751	195	51		1, 9	98, 556
村長	機械	及び	装 置	0	2	0			4,	783, 849				4, 43	2, 262	376, 718			4, 0	55, 544
が 価 格	船	ì :	舟白	0	3	0									0					
等を	航	空	機	0	4	0									0					
決定	車両刀	及び追	重搬 具	0	5	0				40, 245				4	0, 245					40, 245
した	工具,	器具及	び備品	0	6	0			1,	505, 064				1, 49	9, 061	6, 482			1, 4	92, 579
も の	小	言	計 (ハ)	0	7	0			8,	327, 948				7, 97	0, 319	383, 395			7, 5	586, 924
法十 第九	定し,	配分し		0	8	0			4,	379, 697				3, 53	1, 326					
三条	道府県矢 決定し,			0	9	0				44, 850				2	8, 631					
百関 八係	小	言	計 (二)	1	0	0			4,	424, 547				3, 55	9, 957					
	3条第1項( が価格等を			1	1	0														
合計	( /  ) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0			12,	752, 495			1	1, 53	0, 276					
同内	市町	村分	の額	1	3	0			_				1	1, 53	0, 276					
上訳	道府	県 分	の額	1	4	0														

地	方グ	:共団	]体:	ュー	ド	表看	昏号
1	0	3	4	5	4	77	18

# 第71表 償却資産の価格等に関する調(個人分)

								(	1)				(2)				(3)					(4)	
	種	類		行	番	号	決	定	価	格 (千円)	課	税	標	準	額 (千円)	課税標適用を	税 準の特 受ける	らもの	準 定の (イ) 千円)	額 (イ)	の以外	<u>内</u> のもの	訳 (口) (千円)
市町	構	築	物	90	1	0	12			163, 697	25				3, 697	38		,		51		1	63, 697
村長	機械	及び	装 置	0	2	0				473, 648				46	6, 141			10	), 116			4	156, 025
が 価 格	船	ì	舟白	0	3	0									0								
等を	航	空	機	0	4	0									0								
決定	車両	及び追	重搬 具	0	5	0				3, 038					3, 038								3, 038
した	工具,	器具及	び備品	0	6	0				52, 161				5	2, 161								52, 161
も の	小		計 (ハ)	0	7	0				692, 544				68	5, 037			10	), 116			6	674, 921
法十 第九	定し,	配分し	各等を決 たもの	0	8	0																	
三条百関	道府県知決定し,	田事が信配分し	西格等を したもの	0	9	0																	
八係	小		十 (二)	1	0	0				0					0								
法第74 県知事	3条第1項 が価格等を	の規定に 決定した	より道府 こもの(ホ)	1	1	0																	
合計	( / ) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0				692, 544				68	5, 037								
同内	市町	村 分	の額	1	3	0								68	5, 037								
上訳	道府	県 分	の額	1	4	0																	

地	方グ	类区	]体:	ュー	ド	表都	番号
1	0	3	4	5	4	7	28

# 第72表 償却資産の価格等に関する調(法人分)

								(	1)				(2)			(3)		(4)	
	種	類		行	番	号	決	定	価	格 (千円)	課	税	標	準	額(千円)	課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(イ) (千円)	T	の P 以外の	り もの (ロ) (千円)
市町	構	築	物	90	1	0	12		1,	835, 093	25				5, 054	38	51		1, 834, 859
村長	機械	及び	装 置	0	2	0			4,	310, 201				3, 96	6, 121	366, 602			3, 599, 519
が 価 格	船	ì Á	怕	0	3	0									0				
等を	航	空	機	0	4	0									0				
決定	車両	及び運	搬具	0	5	0				37, 207				3	7, 207				37, 207
した	工具,	器具及	び備品	0	6	0			1,	452, 903				1, 44	6, 900	6, 482			1, 440, 418
も の	小	計	· (ハ)	0	7	0			7, (	635, 404				7, 28	5, 282	373, 279			6, 912, 003
法十 第九	総務大目 定し,	豆が価格 配分し	・等を決 たもの	0	8	0			4, 3	379, 697				3, 53	1, 326				
三条	道府県知決定し,	印事が価 配分し	i格等を たもの	0	9	0				44, 850				2	8, 631				
百関 八係	小	計	(=)	1	0	0			4,	424, 547				3, 55	9, 957				
	3条第1項 が価格等を			1	1	0													
合計	(ハ) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0			12,	059, 951			1	0, 84	5, 239				
同内	市町	村 分	の額	1	3	0			<u> </u>				1	0, 84	5, 239				
上訳	道府	県 分	の額	1	4	0		_											

地	方グ	(共区	]体:	コー	ド	表看	昏号
1	0	3	4	5	4	7	3

## 第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

							(1	1)		(	2)		(3)			(4)		
		区 分	行	番	号	決	定	価 (A	格 ) (千円)	課 の ()		票 列 率		課 (A)	税	標 ×	準 (B) (C)	額 - (D) (千円)
	第 1 項	(送電用資産・電気事業用)	9	1	0	12				25	1	27	3	29				
法			0	2	0							)	3					
仏		(変電所・電気事業用)	0		0							3	5					
			0	4	0						3	3	4					
第	第 2 項	(新線構築物)	0	5	0						]		3					•
			0	6	0						4	2	3					
三		(新線立体交差化施設)	0	7	0						]		6					
			0	8	0						]		3					
_	第 3 項	(ガス事業用資産)	0		0						1	Į.	3					
百	tita i ore		1		0						2	2	3					
		(農業協同組合等共同利用設備)	1	1	0								2					
四	第 5 項	(外航船舶)	1	2	0								6					
	***	(準外航船舶)	1	3	0						]		4					
		(内航船舶)	1	4	0						]		2					
+	第 7 項	(離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑥との連乗後))	1	5	0						1		6					
九	第 8 項	(国際路線用航空機)	1	6	0						]		5					
76			1	7	0						1	Į.	10					
			1		0						2	2	15					
条	第 9 項	(離島路線用航空機)	1	9	0						]		3					
			2	0	0						2	2	3					
Ø		(小型離島航空機)	2	1	0						]		4					
0)		(日本放送協会)	2	2	0						]		2					
	第 11 項	(日本原子力開発機構)	2		0						]	L	3					
三		Charles (M. Charles and M. M. N. Tarakini, A.)	2	4	0						4	2	3					
	第 13 項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)	2	5	0							-	6					
			2	6	0						]		3					

地	方公	、共区	]体:	コー	ド	表都	番号
1	0	3	4	5	4	7	3

#### 第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

						(1	)		(2	)	(3	3)			(4)		
					決	定	価	格		税根		(B)	課	税	標	準	額
		区	行 番	号					の		河 率	(C)	(A)		X	(B)	(D)
							(A	) (千円)		)	((	C)				(C)	(千円)
	第 14 項	①(青函・本四 鉄道施設)	9 2 7	0	12				25	1	27	6	29				
		( ) + 1								1		ŭ					
法		②(青函・本四 新線構築物)		0						1		18					
				0						1		9					
第		③(青函・本四 新線立体交差化施設)	3 0	0						1		36					
977			3 1	0						1		18					
		④(青函・本四 変・送電用資産)	3 2	0						1		10					
三	第 15 項	(河川事業鉄軌道用資産)	3 3	0						2		3					
			3 4	0						5		6					
			3 5	0						1		6					
百			3 6	0						1		3					
	第 16 項	(宇宙航空研究開発機構)		0						1		3					
四	,,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(		0						2		3					
	第 17 項	(海洋研究開発機構)	3 9	-						1		3					
	714 21 7	(IATT 917 EPH ZE PATT)	4 0	0						2		3					
+	第 18 項	(水資源機構)	4 1	0						1		2					
	77 IO X	(A) Septiment		0						3		4					
九	<b>第 10 項</b>	①(特定地方交通線)	4 3	-						1		<u> </u>					
/ 4		②(新線構築物)		0						1		12					
		②(利/旅情朱初)		0						1		6					
条		②(实统之体衣关/// **********************************		-						1		-					
		③(新線立体交差化施設)	4 6							1		24					
				0						1		12					
の		④(河川事業鉄軌道用資産)	4 8	<del>-</del>						1		6					
				0						5		24					
三			5 0							1		24					
			5 1	0						1		12					
		⑤(変・送電用資産)	5 2	0						3		20					

地	方グ	:共区	]体:	コー	ド	表者	番号
1	0	3	4	5	4	7 7	3

#### 第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

						(1	)			(2)		(3)			(4)		
			_	_	決	定	価	格	課			準 <u>(B)</u>	課	税	標	準	額
	区 分	行	番	号				) <i>(</i> 7 m)	の		例	率 (C)	(A	)	×	(B)	- (D)
	第 20 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	9			12		(A	.) (千円)	25	(B)	27	(C)	29			(C)	(千円)
	第 20 項 (利益例1 生来)又附於日開光機構/	5	3	0							1	3					
法		5	4	0						:	2	3					
-	第 21 項 (科学技術振興機構)	5	5	0							1	2					
第	第 23 項 (新関西国際空港㈱)	5	6	0							1	2					
	第 24 項 (信用協同組合等)	5	7	0						;	3	5					
$\equiv$	第 25 項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	5	8	0						;	3	5					
	第 26 項 (中部国際空港㈱)	5	9	0							1	2					
百	第 27 項 (外国貿易用コンテナー)	6	0	0						4	4	5					
四	第 28 項 (家庭的保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	1	0							-	-					
+	第 29 項 (居宅訪問型保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	2	0							-	-					
九	第 30 項 (事業所内保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	3	0							-	-					
	第 31 項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	6	4	0							1	2					
条	第 32 項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	6	5	0							1	3					
		6	6	0						:	2	3					
の	(国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)	6	7	0							1	2					
	第 33 項 (量子科学技術研究開発機構)	6	8	0							1	3					
三		6	9	0						:	2	3					
	第 34 項 (世界遺産)	7	0	0							1	3					
法第3	49条の3の4 (被災代替償却資産)	7	1	0							1	2					
	合 計	7	2	0				0			-	-					0

地	方グ	:共区	]体:	コー	ド	表都	番号
1	0	3	4	5	4	7	8 4

#### 第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

			(1)	(2)	(3)	(4)
	区 分	) 汽车 P	定 価 格	課税機		課税標準額
	区 分	行番号	(A) (千円)	の 特 例 (B)	i 率 (C) (C)	(A) × <u>(B)</u> (D) (千円)
	旧第13項(立体交差化施設)	9 12	(A) (II)	(D)	27	29
		0 1 0		_	_	
法	旧 第 18 項 (熱供給事業用資産)	0 2 0		1	3	
		0 3 0		2	3	
第	旧 第 18 項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	0 4 0		4	5	
舟	旧第19項(地下道又は跨線道路橋)	0 5 0		1	2	
	旧第21項(車庫構築物・立体交差化施設)	0 6 0		1	3	
三	旧 第 23 項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	0 7 0		2	3	
		0 8 0		1	6	
<u> </u>		0 9 0		1	3	
百	旧第24項(特定鉄道路線構築物)	1 0 0		1	4	
		1 1 0		1	2	
兀	旧第25項(日本電気計器検定所)	1 2 0		1	2	
		1 3 0		1	3	
+		1 4 0		1	6	
'	旧第26項(日本消防検定協会)	1 5 0		1	2	
		1 6 0		1	3	
九		1 7 0		1	6	
	旧第27項(小型船舶検査機構)	1 8 0		1	2	
条		1 9 0		1	3	
		2 0 0		1	6	
	旧第28項(軽自動車検査協会)	2 1 0		1	2	
の		2 2 0		1	3	
		2 3 0		1	6	
三	旧第30項(情報通信研究機構)	2 4 0		2	3	
	旧 第 31 項 (社会保険診療報酬支払基金)	2 5 0		1	3	
		2 6 0		1	6	

地	方グ	:共区	]体:	コー	ド	表都	昏号
1	0	3	4	5	4	7	4

#### 第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

				(1)	)		(2	2)		(3)			(4)		
			決	定	価	格	課		票準	(B)	課	税	標	準	額
	区 分	行番号					の	特的	列 率	(C)	(A)		$\times$	(B)	(D)
					(A	(千円)	(E	3)	(	(C)				(C)	(千円)
法	旧 第 32 項(高圧ガス保安協会)	9 2 7 0	12				25	1	27	2	29				
第二		2 8 0						1		3					
_		2 9 0						1		6					
百	旧 第 32 項 (自動車安全運転センター)	3 0 0						1		3					
四		3 1 0						1		6					
+	旧 第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	3 2 0						1		2					
九	旧第34項(有線放送電話業務用資産)	3 3 0						2		3					
条		3 4 0						1		2					
0		3 5 0						1		6					
三	合 計	3 6 0	·		•	0		-		-				•	0

地	方公	:共区	]体:	ュー	ド	表都	昏号				
1	0	3	4	5	4	7	5				

## 第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係)

都 道 府 県 名	群馬県
市町村名	吉岡町

				(1)	(2)	(3)	(4)
	区 分	行番号	決	定 価 格 (A) (千円)	課税 の特例 (B)		課税標準額 (A) × <u>(B)</u> (D) (C) (千)
	第 1 項 (倉庫等)	9 0 1 (	12		25 1	27 2	29
		0 2 0			3	4	
法		0 3 (			3	5	
124	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	0 4 (	0		1	2	
		0 5 (	0		2	3	
		0 6 (	0		1	3	
附		0 7 (	0		3	4	
		0 8 (	0		1	6	
	1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0 9 (			-	-	
則	2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 0 (			_	_	
只!	6号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 1 (			_	_	
	フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 2 (			_	_	
	第 3 項 (国内路線用航空機)	1 3 (			2	5	
第		1 4 (			1	4	
		1 5 (	_		3	8	
		1 6 (			2	3	
	第 5 項 (沖縄電力㈱)	1 7 (			2	3	
+	(沖縄電力㈱ 変・送電用資産)	1 8 (			2	9	
	1	1 9 (	_		4	9	
	1	2 0 0			2	5	
五.	か o で ( ) 相対ル最け以上なれな田次立)	2 1 0			1	2	
	第 6 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	2 2 0			2	3	
	第 7 項 (日本貨物鉄道㈱の新造車両)	2 3 0 2 4 0			3	5	
	第 8 項 (雨水貯留浸透施設)	2 5 (			2	3	
条	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	2 6 (			1	2	
	第 11 項 (低公害車燃料等供給施設)	2 7 (			2	3	
	为 11 次 (医公音毕然代节医和爬权)	2 8 (			2	3	
		4 0 (	J		3	4	

抴	方グ	大人	]体:	コー	ド	表都	香号
1	0	3	4	5	4	7	5

#### 第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係つづき)

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

								(	1)			(2)		(3					(4)		
			-	_			決	定	価	格		課税	標		(B)	調		兑	標	準	額
		区 分	行	番	号				(	A) (T.	П	の 特	例		(C)		(A)		×	(B)	
1	第 12 項	(国際船舶)	9			12			(	A) (千月	与) 25	(B)	-	27	,)	29				(C)	(千円)
	<b>为 12 </b>		2	9	0								1		18						
-	第 13 項	①(特定鉄道事業譲受資産)	3	0	0								1		2						
法		②(新線構築物)	3	1	0								1		6						
14			3	2	0								1		3						
		③(立体交差化施設)	3	3	0								1		12						
			3	4	0								1		6						
附		④(河川事業鉄軌道用資産)	3	5	0								1		3						
			3	6	0								5		12						
			3	7	0								1		12						
			3	8	0								1		6						
則		⑤(変・送電用資産)	3	9	0								3		10						
-	第 14 項	(鉄道車両安全向上設備)	4	0	0								1		3						
-	第 15 項	(低床車両)	4	1	0								1		3						
ļ Ē	第 16 項	(新造改良車両(鉄道事業))	4	2	0								2		3						
第			4	3	0								3		5						
	第 17 項	(新造車両(流通業務))	4	4	0								3		5						
	第 18 項	(PFI公共施設)	4	5	0								1		2						
+	第 19 項	(都市利便施設)	4	6	0								3		5						
			4	7	0								1		2						
	(都市	再生緊急整備地域)	4	8	0																
	(地攻	決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4	0	U																
五.		都市再生緊急整備地域)	4	9	0																
	(地攻	決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4	9	U										_						
[	第 20 項	(成田国際空港㈱)	5	0	0								9		10						
[	第 21 項	(国立大学校舎)	5	1	0								1		2						
条	第 22 項	(都市鉄道利便増進施設)	5	2	0								2		3						
	第 23 項	(外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	5	3	0								1		2						
			5	4	0								3		5						
	第 24 項	(日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	5	5	0					95	52		5		6						794

抴	方グ	洪区	]体:	ュー	ド	表都	番号				
1	0	3	4	5	4	7	8 5				

## 第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係つづき)

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

								(1)				(2)		(3	)				(4)		
			_			決	定	価	7	格	課	税	標	準	(B)	課			標	準	額
	区 分	行	番	号					(A)	(T.III)	の	特 (B)	例		(C)	(	A)	×		(B)	_ (D) (千円)
	第 25 項 (鉄道事業再構築事業)	9		:	12				(A)	(千円)	25	(B)	- 2	(C	.)	29				(C)	(干円)
	37 20 · 泉 (	5	6	0									1		4						
	第 26 項 (バイオ燃料製造設備)	5	7	0									1		2						
ν <del>+</del> -	第 28 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	5	8	0									1		2						
法		5	9	0									2		3						
	第 29 項 (津波対策に資する港湾施設等)	6	0	0									1		2						
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	1	0									-		_						
附	第 31 項 (津波避難施設等)	6	2	0									1		2						
bl.1	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	3	0									-		-						
	第 32 項 (移動等円滑化のための設備)	6	4	0									2		3						
	第 33 項 (再生可能エネルギー発電設備)	6	5	0						92, 420			2		3						61, 613
則	(太陽光) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	6	0									-		_						
	(風力) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	7	0									-		_						
第	(水力) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	8	0									-		-						
	(地熱) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	9	0									_		_						
+	(バイオマス) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7	0	0									-		1						
	第 34 項 (熱電併給型動力発生装置)	7	1	0									5		6						
		7	2	0									11		12						
五.	第 35 項 (鉄道耐震補強設備)	7	3	0									2		3						
	第 36 項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	7	4	0									2		3						
	第 37 項 (放送ネットワーク災害対策用設備)	7	5	0									3		4						
条	第 38 項 (浸水防止用設備) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7	6	0					_				-		-	_				_	
	第 39 項 (国家戦略特区)	7	7	0									1		2						
	第 40 項 (認定誘導事業により取得した公共施設等)	7	8	0									4		5						
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7	9	0									-		-						

地	方グ	)共	]体:	コー	ド	表都	番号				
1	0	3	4	5	4	7	5				

#### 第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係つづき)

都 道 府 県 名	群馬県
市町村名	吉岡町

							(	)		(	2)		(3)				(4)		
	区 分	行	番	号		決	定	価	格	課の	税特	標例	準率	(C)	課 (A)	税 )	標 ×	準 (B)	額 (D)
								(	A) (千円)	(	B)		(C)		<u> </u>			(C)	(千円)
2/4-	第 41 項 (特別特定技術基準施設の耐震化)	9 8	0	0	12					25		1	7	2	29				
法		8	1	0								5		6					
附		8	2	0								2		3					
111	第 42 項 (無電柱化)	8	3									1		2					
則		8	4	0								2		3	<u> </u>				
		8	5	0								3		4	<u> </u>				
第	第 44 項 (特定事業所内保育施設) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	8	6	0								-		_					
+	第 46 項(対象特定電気通信設備)	8	7	0								3		4					
	第 47 項 (先端設備等)	8	8	0					5, 676			-		-					
五.	第 48 項(立地誘導促進施設)	8	9	0								2		3					
	第 49 項(帰還環境整備推進法人)	9	0	0								1		3					
条	第 50 項(地域福利増進事業)	9	1	0								2		3					
	合 計	9	2	0			•	•	99, 048			-		_					62, 407

3	也.	表番号						
1		0	3	4	5	4	7	6

# 第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(4) (法附則第15条関係)

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

						(				(2)		(3)			(4)		
	F //	4-:	TZ.		決	定	価	格	課	税根				果税	標	準	額
	区 分	行	畓	万			(	A) (千円)		特 (B)	リ <u> </u>	(C)	ł	(A)	×	(B)	- <sup>(D)</sup> (千円)
	旧第3項(公害防止設備)	9			12		(1	<b>II</b> ) (  1)	25	(D)	27		29			(0)	(111)
		0	1	0							1	3					
		0	2	0							2	3					
法		0	3	0							3	4					
		0	4	0							1	2					
	旧第5項(公共危害防止構築物)	0	5	0							3	5					
附		0	6	0							1	2					
1,1,1		0	7	0							1	3					
	旧第6項(公害防止優良更新施設)	0	8	0							1	2					
		0	9	0							2	3					
則	旧第7項(産業廃棄物焼却施設等)	1	0	0							2	3					
		1	1	0							5	6					
	旧 第 8 項(高度テレビジョン放送施設)	1	2	0							1	2					
kaka		1	3	0							3	4					
第		1	4	0							4	5					
	旧第14項(旧国際電信電話㈱)	1	5	0							3	5					
		1	6	0							1	2					
+	旧第15項(地方卸売市場)	1	7	0							4	5					
		1	8	0							3	4					
	旧第17項①(立体交差化施設)	1	9	0							1	6					
	②(旧交納付金法附則第19項)	2	0	0							_	-					
五.	③(旧交納付金法附則第20項)	2	1	0							_	-					
	旧 第 19 項(指定法人等の大規模外貿埠頭)	2	2	0							1	2					
	旧第20項(水力発電施設の魚道)	2	3	0							2	3					
条	旧第20項(貨物鉄道に対する貸付資産)	2	4	0							1	2					
-1.		2	5	0							2	3					
	旧第20項(スーパー中枢港湾)	2	6	0							1	2					
	旧第27項(指定会社等の特定用途港湾施設)	2	7	0							1	2					

坩	力が	表番号					
1	0	3	4	5	4	7 7	6

# 第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(4) (法附則第15条関係つづき)

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

							(1	)			(2)			(3)			(4)		
						決	定	価	格	課	税	標	準	(B)	課	税	標	準	額
	区	行	番	号						の	特	例	率	(C)	(A)		$\times$	(B)	(D)
								()	4) (千円)		(B)			(C)				(C)	(千円)
法	旧第27項(特定特殊自動車)	9	8	0	12					25		1	27	2	29				
附	旧第29項(旧交納付金法附則第17項)	2	9	0								-		-					
則	旧第36項(公共荷さばき施設)	3	0	0								1		2					
	旧第37項(一般廃棄物処理施設)	3	1	0								1		2					
第		3	2	0								1		4					
+	旧 第 40 項 (ノンフロン製品) (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例) 適用分)	3	3	0								_		_					
五.	(地域状足型地方税制特例措直(わかまら特例)適用分)																		
条	旧第43項(経営力向上設備等)	3	4	0					641, 976			1		2				3	20, 988
未	合 計	3	5	0					641, 976			_		_				3	20, 988

地	地方公共団体コード表番号										
1	0	3	4	5	4	7	7				

#### 第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(5) (法附則第15条の2,法附則第15条の3,旧法附則第16条の2)

都道府県	: 名	群馬県
市町村	名	吉岡町

					(1)	(2)	(3)	(4)
				決	定 価格	課税模		課 税 標 準 額
			区 分	行番号		の特例	可率 (C)	$(A) \times (B) (D)$
					(A) (千円)		(C)	(C) (千円)
	第	1 項	①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設	9 0 1 0		25	3	29
法			①(JR北海道・四国に係る特例)	0 2 0		1	2	
		J	②(新線構築物)	0 3 0		1	6	
17.4-1-		R 北		0 4 0		1	3	
附		海道	③(新線立体交差化施設)	0 5 0		1	12	
		道		0 6 0		1	6	
則	第	• 四	④(新幹線鉄軌道用資産)	0 7 0		1	12	
		国		0 8 0		1	6	
Entra		に	⑤(青函・本四 鉄道施設)	0 9 0		1	12	
第		係 る	⑥(青函・本四 新線構築物)	1 0 0		1	36	
		特		1 1 0		1	18	
+		例	⑦(青函・本四 新線立体交差化)	1 2 0		1	72	
!	_	と		1 3 0		1	36	
		乗法第	⑧(青函・本四 変・送電用資産)	1 4 0		1	20	
五.		第三百	⑨(河川事業等に係る鉄軌道用資産)	1 5 0		1	3	
		百		1 6 0		5	12	
条		四 十		1 7 0		1	12	
		九		1 8 0		1	6	
	項	条	⑩(車庫構築物·立体交差化施設)	1 9 0		1	6	
$\mathcal{O}$		の	⑪(変・送電用資産)	2 0 0		3	10	
		三 各	⑫(新造改良車両(鉄道事業))	2 1 0		1	3	
_		項		2 2 0		3	10	
_		と	⑬(新造車両(流通業務))	2 3 0		3	10	
		の連	⑭(鉄道耐震補強設備)	2 4 0		1	3	

地	表看	昏号					
1	0	3	4	5	4	7	7

# 第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(5) (法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2つづき)

都道府県	: 名	群馬県
市町村	名	吉岡町

								(	1)			(2)		(3	3)				(4)		
							決	定	価	格	課	税	標	準	(B)	課	;	税	標	準	額
		区 分	行	番	号						の	特	例	率	(C)	(	(A)		$\times$	(B)	(D)
									(,	A) (千円)		(B)		(C	<u>:</u> )					(C)	(千円)
法附		①(旅客会社等に係る承継特例)	2	5	0	12					25		3	7	5	29					
則 第	旧道承 交 四 料	②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化 設)	<b></b> 2	6	0								_		-						
十 五 条	付金法と日本の	③(JR北海道・四国に係る特例)	2	7	0								3		10						
の 三	の特R 連例、海	④(JR北海道・四国に係る特例・旧交納 金法附則第17項・立体交差化施設)	寸 2	8	0								-		-						
旧法阵	対則第16条の	2 旧第11項(阪神・淡路大震災・立体交 化施設)	差 2	9	0								1		3						
		合 計	3	0	0					0			-		-						0

地	方グ	/共区	]体:	ュー	ド	表看	番号
1	0	3	4	5	4	7	8

#### 第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(6) (法附則第56条, 法附則第56条の2)

									1)				(2)			(3)				(4)		
	区	分	行	番	号		決	定	価		各		特	標 例			(A)	課 )×		標	準 (D)	額
NI.	111 Dil Mr = 0 M		0	_	_	12			(	(A)	(千円)	25	(B)		97	(C)	29		(C)			(千円)
<b></b>	附 則 第 56 条	第12項(東日本大震災)	0	1	0	12						25		1	27	2						
		第15項(東日本大震災・居住困難区域)	0	2	0									1		2						
法	旧 第 3 項	①(被災代替鉄道施設等)	0	3	0									2		3						
附	法附則第56条 との連乗	②(被災代替鉄道施設等)	0	4	0									1		3						
	旧 第 4 項	①(被災特定地方交通線)	0	5	0									1		4						
則		②(新線構築物)	0	6	0									1		12						
第			0	7	0									1		6						
五.		③(新線立体交差化施設)	0	8	0									1		24						
+			0	9	0									1		12						
六		④(河川事業鉄軌道用資産)	1	0	0									1		6						
条				1	<u>!</u>	<u> </u>								5		24						
の				2	<u> </u>									1		24						
				3										1		12						
		⑤(変・送電用資産)	1	4	0									3		20						_
	合	計	1	5	0						0			_		_						0

地	表番号						
1	0	3	4	5	4	7	98

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(市町村計)

 都 道 府 県 名
 群馬県

 市 町 村 名
 吉岡町

		_	(1)					(2)			
区 分	行番号	- 納税	義務者数	(人)	課	税標	準	額	(	千	円 )
150 万 円 未 満 の も の	0 1	) 12		246	21						109, 186
150 万以上 160 万円未満のもの	0 2	) 12		8	21						12, 400
160 万以上 170 万円未満のもの	0 3	) 12		7	21						11, 579
170 万以上 180 万円未満のもの	0 4	) 12		8	21						13, 938
180 万以上190 万円未満のもの	9 5	) 12		7	21						12, 929
190 万以上 200 万円未満のもの	0 6			5							9, 724
200 万以上 250 万円未満のもの	0 7			28							62, 300
250 万以上300万円未満のもの	9 8			13	21						34, 861
300 万以上1,000 万円未満のもの	9 9			124							693, 815
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	<sup>9</sup> 1 0			69							946, 709
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	1 1			18							450, 561
3,000 万以上1億円未満のもの	<sup>9</sup> 1 2			34	21						1, 696, 439
1 億 円 以 上 の も の	1 3			21	21						7, 585, 021
計	<sup>9</sup> 1 4	) 12		588	21						11, 639, 462
計 法第 389 大臣配分分	<sup>9</sup> 1 5			7	21						3, 531, 711
の 条 関 係 知事配分分	1 6			1	21						28, 631
訳 法 第 743 条 関 係	9 1 7	) 12			21						33

地	地方公共団体コード										
<sup>1</sup> 1	0	3	4	5	4	<sup>7</sup> 8	08				

## 第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(個人分)

 都 道 府 県 名
 群馬県

 市 町 村 名
 吉岡町

			(1)	(2)
区 分	行番	号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150 万 円 未 満 の も の	9 1	0	12 2	6
150 万以上 160 万円未満のもの	0 2	0	12	2 3, 065
160 万以上 170 万円未満のもの	0 3	0	12	1 21 33 1,648
170 万以上 180 万円未満のもの	0 4	0	12	1 1 1, 793
180 万以上190 万円未満のもの	0 5	0	12	1 21 33 1,899
190 万以上 200 万円未満のもの	0 6	0	12	21 33
200 万以上 250 万円未満のもの	0 7	0		5 11, 385
250 万以上300万円未満のもの	0 8	0	12	4 = 10,570
300 万以上1,000 万円未満のもの	0 9	0	3	2 <sup>21</sup> 198, 9 <sup>33</sup>
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	9 1 0	0	12	$9 \stackrel{21}{=} 246,002$
2,000万以上3,000万円未満のもの	1 1	0		2 49, 664
3,000 万以上1億円未満のもの	9 1 2	0	12	3 160, 068
1 億 円 以 上 の も の	1 3	0	12	33
計	9 1 4	0	9	,
計 法第 389 大臣配分分	9 1 5	0	12	21 33
の 条 関 係 知事配分分	<sup>9</sup> 1 6	0	12	21 33
訳 法 第 743 条 関 係	<sup>9</sup> 1 7	0	12	21 33

地	方公	类区	]体:	コー	ド	表都	番号
<sup>1</sup> 1	0	3	4	5	4	<sup>7</sup> 8	18

# 第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(法人分)

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

			(1)	(2)
区 分	行番号	랑	納 税 義 務 者 数 ( 人 )	課税標準額(千円)
150 万 円 未 満 の も の	9 0 1	0	220	<sup>33</sup> 96, 442
150 万以上 160 万円未満のもの	9 0 2	0	12	9, 335
160 万以上 170 万円未満のもの	9 0 3	0	12	,
170 万以上 180 万円未満のもの	0 4	0	12	<sup>33</sup> 12, 145
180 万以上 190 万円未満のもの	9 0 5	0	12	11, 030
190 万以上 200 万円未満のもの	0 6	0	12	,
200 万以上 250 万円未満のもの	9 0 7	0	12 23	33 50, 915
250 万以上300万円未満のもの	9 0 8	0	12	24, 291
300 万以上1,000 万円未満のもの	9 9	0	92	21 33 494, 872
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	<sup>9</sup> 1 0	0	50	700, 707
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	<sup>9</sup> 1 1	0	12	33 400, 897
3,000 万以上1億円未満のもの	<sup>9</sup> 1 2	0	33	1, 536, 371
1 億 円 以 上 の も の	<sup>9</sup> 1 3	0	12 21	7, 585, 021
計	<sup>9</sup> 1 4	0	12 492	10, 941, 681
計 法第389 大臣配分分	9 1 5	0	12	3, 531, 711
の 条 関 係 知 事 配 分 分	<sup>9</sup> 1 6	0	12	21 33 28, 631
訳 法第 743 条 関 係	<sup>9</sup> 1 7	0	12	21 33